



茨城県報

第 2515 号

平成25年8月22日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課）…………… 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（2件）（中小企業課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（3件）（中小企業課）…………… 6
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 9
- 道路の区域の変更（11件）（道路維持課）…………… 10
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 15
- 事業計画の変更の認可（下水道課）…………… 16
- 市街地再開発組合の定款の変更の認可（建築指導課）…………… 16

（選挙管理委員会）

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定…………… 17
- 茨城県知事選挙における選挙期日等…………… 17
- 茨城県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任…………… 18
- 茨城県知事選挙における選挙会の場所及び日時…………… 18
- 茨城県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日…………… 18
- 茨城県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所…………… 18
- 茨城県知事選挙における政見放送の日時…………… 19
- 茨城県知事選挙における選挙公報の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所…………… 19
- 茨城県議会議員古河市選挙区補欠選挙，取手市選挙区補欠選挙及び筑西市選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生…………… 19
- 選挙人名簿登録の被登録資格の決定の基準となる日等…………… 19

（選挙長）

- 茨城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所…………… 20

- 茨城県知事選挙において選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上となった場合のくじを行う場所及び日時 …… 20

公 告

- 落札者等の公示 (税務課) …… 20
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) …… 21
- 平成26年度茨城県立水戸産業技術専門学院生募集要項 (職業能力開発課) …… 21
- 平成26年度茨城県立鹿島産業技術専門学院生募集要項 (職業能力開発課) …… 39
- 建築許可に関する意見の聴取 (建築指導課) …… 65
- 聴聞の実施 (建築指導課) …… 65
- 開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) …… 66

告 示

茨城県告示第955号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定をしたので告示する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	指 定年月日
カワチ薬局ひたちなか店	ひたちなか市東石川字沼1567-1	薬局（調剤）	塚 本 真 弓	平成25年 8月1日

茨城県告示第956号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指 定年月日
こだま在宅クリニック	つくば市筑穂2-7-1 ボヌール・リュミエールI-101号室	病院・診療所	児 玉 智 之	平成25年 8月1日
野上病院	土浦市東崎町6-8	病院・診療所	野 上 厚	平成25年 8月1日
花梨薬局石岡店	石岡市石岡2160-1	薬局（調剤）	長谷川 由 香	平成25年 7月1日
ひよこ調剤薬局	つくばみらい市紫峰ヶ丘1-7-4	薬局（調剤）	三 浦 綾 乃	平成25年 8月1日
にこあり薬局	つくばみらい市陽光台2-20-3	薬局（調剤）	関 さゆみ	平成25年 8月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定年月日
ひだまり薬局	取手市新町3-12-5	薬局(調剤)	田中清	平成25年8月1日

茨城県告示第957号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定更新をしたので告示する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
東取手病院	取手市井野246	心臓脈管外科	桧山輝男	平成25年2月15日
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町桜の郷280	心臓脈管外科	新堀耕基	平成25年3月1日

茨城県告示第958号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定更新をしたので告示する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
医療法人竜仁会牛尾病院	龍ヶ崎市馴柴町1-15-1	病院・診療所	牛尾浩樹	平成25年4月1日
医療法人慈仁会川崎病院	常陸太田市木崎二町2040	病院・診療所	川崎嶺夫	平成25年5月18日
医療法人社団耕潤会ハートフルふじしろ病院	取手市下萱場225	病院・診療所	金澤武道	平成25年8月1日
日立メディカルスパクリニック	日立市東滑川町5-12-1	病院・診療所	松信聡	平成25年8月2日
医療法人社団久慈川会西野医院	日立市留町1166	病院・診療所	西野弘美	平成25年4月1日
有限会社健喜堂薬局河和田店	水戸市河和田町長谷原4405-106	薬局(調剤)	吉原うらら	平成25年4月1日
むぎのほ薬局	龍ヶ崎市若柴町2500-28	薬局(調剤)	太田敦子	平成25年4月1日
すばる中央薬局	下妻市長塚50-1	薬局(調剤)	石橋靖浩	平成25年4月1日
とよさと薬局	つくば市東平塚894-3	薬局(調剤)	佐藤頼子	平成25年4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
アポテーク薬局	常陸大宮市上町357-4	薬局(調剤)	藤 芳 純 子	平成25年 4月1日
おがわ薬局	小美玉市小川1853-2	薬局(調剤)	竿 台 明 子	平成25年 4月1日
調剤薬局アネシス	小美玉市田木谷935-106	薬局(調剤)	廣 川 泰 之	平成25年 4月1日
そうごう薬局水戸店	水戸市六反田町1136-15	薬局(調剤)	山 田 託 也	平成25年 7月1日

茨城県告示第959号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン・テリオ

(2) 住所

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)コストコホールセールひたちなか倉庫店

ひたちなか市新光町41番2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号	ケン・テリオ

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年4月10日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,121㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	700台
イ 駐輪場の収容台数	50台
ウ 荷さばき施設の面積	443㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 79m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分～午後 9 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

6 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 4 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成25年 8 月 9 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年 8 月 22 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社茨城さえき

代表取締役 岡 本 弘

(2) 住所

鹿嶋市宮津台4769番地の3

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) さえき新銚田店

銚田市銚田広町2302番2 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社茨城さえき	鹿嶋市宮津台4769番地の3	岡 本 弘

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 4 月 10 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,422㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 66台
- イ 駐輪場の収容台数 28台
- ウ 荷さばき施設の面積 101㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 20㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午後 8 時 45 分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～午後 9 時
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成25年 8 月 9 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第961号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役 ケン・テリオ

(2) 住所

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 4 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセールつくば倉庫店
つくば市葛城一体型特定土地区画整理事業施行地区内 B61 街区①画地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) コストコホールセールつくば倉庫店

(変更後) コストコホールセールつくば倉庫店

(3) 変更の年月日

平成25年7月25日

(4) 変更の理由

店舗名称が決定したため

3 届出年月日

平成25年8月9日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第962号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社マスダ

代表取締役 木 村 幸 治

(2) 住所

常総市水海道宝町2771番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マスダ茎崎店

つくば市高見原一丁目1番18 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) つくば市高見原一丁目1番18号 外

(変更後) つくば市高見原一丁目1番18 外

(3) 変更の年月日

平成25年6月1日

(4) 変更の理由

地番記載錯誤のため

3 届出年月日

平成25年 8 月 9 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第963号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社マスタ

代表取締役 木 村 幸 治

(2) 住所

常総市水海道宝町2771番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マスタ茎崎店

つくば市高見原一丁目1番18 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,517㎡

(変更後) 3,241㎡

イ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 153台

(変更後) 184台

ウ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 40台

(変更後) 60台

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 116㎡

(変更後) 194㎡

オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 49㎡

(変更後) 61㎡

カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前10時 (年間60日は午前9時)

(閉店時刻) 翌午前0時

(変更後) (開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前0時 (一部午後8時45分)

キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分 (年間60日は午前8時30分) ~ 翌午前0時30分 (一部午後9時)

(変更後) 午前8時30分~翌午前0時30分 (一部午後9時)

ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 1箇所

(変更後) 3箇所

(3) 変更する年月日

ク 平成25年8月10日

ク以外 平成26年4月10日

(4) 変更する理由

出入口の変更は既存店舗の来客車両の利便性向上のため。

その他の事項は既存店舗の増床及び店舗新築のため。

3 届出年月日

平成25年8月9日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第964号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社タイヨー

代表取締役 森 田 剛

(2) 住所

神栖市大野原二丁目31番31号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパータイヨー波崎店

神栖市波崎7384-1

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,003㎡

- (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
944㎡
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
平成25年8月10日
- (5) 変更の理由
事業計画の変更のため
- 3 届出年月日
平成25年8月12日

茨城県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 阿波山徳蔵線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字徳蔵字出峯585番1地先から	旧	メートル 最大 8.5 最小 8.4	メートル 15	
東茨城郡城里町大字徳蔵字出峯585番1地先まで		新	最大 11.0 最小 10.7	15

茨城県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 笠間緒川線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字徳蔵字机769番1地先から 東茨城郡城里町大字徳蔵字小猿塚639番3地先まで	旧	メートル 最大 39.1 最小 8.6	メートル 355	
		新	最大 36.3 最小 10.2	355

茨城県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 友部内原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大田町字大田町916番1から 水戸市鯉淵町字四ノ割3495番1まで	旧	メートル 最大 21.3 最小 4.5	メートル 8,769	
		新	最大 21.3 最小 4.5	10,169

茨城県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市南小泉字庄司山1720番から 笠間市大田町字ニタ澤247番まで	(A)	メートル	メートル	
		最大 30.0	4,700	
	(B)	最小 5.3		
		最大 50.0	4,200	
笠間市南小泉字庄司山1720番から 笠間市平町字殿町86番1まで 笠間市南小泉字庄司山1720番から 笠間市大田町字ニタ澤247番まで	(A)	最大 30.0	2,600	旧 道 移 管
		最小 5.3		
	(B)	最大 50.0	4,200	
		最小 6.0		

茨城県告示第969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字徳蔵字大谷原715番 1地先から 東茨城郡城里町大字徳蔵字大谷原476番 1地先まで	(A)	メートル	メートル	
		最大 19.5	103	
	(B)	最小 15.2		
		最大 6.0	106	
	新	最小 5.0		
		最大 19.5	103	
最小 15.2				

茨城県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 水戸茂木線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字上入野字南馬場 2095番2地先から	(A)	メートル 最大 15.0	メートル 967	
東茨城郡城里町大字上入野字北山2818 番1地先まで		最小 4.0		
東茨城郡城里町大字上入野字宮山2180 番2地先から	(B)	最大 20.0	915	
東茨城郡城里町大字上入野字北山2818 番1地先まで		最小 11.5		
東茨城郡城里町大字上入野字宮山2180 番2地先から	新(B)	最大 20.0	915	旧 道 移 管
東茨城郡城里町大字上入野字北山2818 番1地先まで		最小 11.5		

茨城県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 平友部停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
笠間市大字平町字原1872番3地先から 笠間市大字平町字原1877番8地先まで	旧	メートル 最大 9.3	メートル 60		
		最小 8.4			
	新	最大 20.5	60		現 道 拡 幅
		最小 18.2			

茨城県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市清水13番地3から 稲敷市町田185番地3まで	旧	メートル	メートル	
		最大 9.3	280	
	新	最大 10.9	280	現 道 拡 幅
		最小 6.9		

茨城県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 江戸崎下総線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡河内町大字平川字南城田598番1 地先から 稲敷郡河内町大字平川字鎌田479番地先 まで	旧	メートル	メートル	
		最大 58.0	268	
	新	最大 58.0	268	区 域 追 加
		最小 19.6		

茨城県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 笠間つくば線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市柿岡字柿岡5008番3地先から 石岡市柿岡字鳥羽海5221番まで	旧	メートル	メートル	
		最大 19.0	698	
	新	最大 22.0	698	現 道 拡 幅
		最小 12.0		

茨城県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田筑西線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑西市小栗648番1地先から 筑西市川澄1734番地先まで	(A) 旧	メートル 最大 51.0 最小 5.5	メートル 4860	バイパスの 一部追加
筑西市下高田288番地先から 筑西市川澄1734番地先まで		(B) 最大 60.0 最小 16.0		
筑西市小栗648番1地先から 筑西市川澄1734番地先まで	(A) 新	最大 51.0 最小 5.5	4,860	
筑西市小栗180番7地先から 筑西市川澄1734番地先まで		(B) 最大 60.0 最小 16.0		

茨城県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡城里町大字徳蔵字大谷原716番2地先から
東茨城郡城里町大字徳蔵字大谷原476番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月22日

茨城県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年8月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 谷田部藤代線
- 2 供用開始の区間 つくば市駒込字駒込西2074番3から
つくば市駒込字鼈堀2075番37まで

3 供用開始の期日 平成25年 8 月22日

茨城県告示第978号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

日立・高萩広域下水道組合

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業並びに高萩都市計画下水道事業

日立・高萩広域公共下水道

3 事業施行期間 昭和55年 3 月27日から

平成31年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和55年 3 月27日茨城県告示第495号，昭和58年 1 月13日茨城県告示第73号，平成元年 3 月30日茨城県告示第433号，平成 5 年10月28日茨城県告示第1219号，平成10年 2 月26日茨城県告示第197号，平成13年 7 月16日茨城県告示第787号及び平成19年 8 月23日茨城県告示第1068号の事業地にアに掲げる区域を加えた区域とし，当該事業地のうちイに掲げる地内において事業地を変更する。

ア 日立市十王町伊師字西堀上，字愛宕脇，字南中丸，字北中丸，字十王前及び字人水田の各一部。

高萩市大字秋山字和野提端，字南沢，字和野後，字居久ね，字和野，字菖蒲沢尻，小坂下の各一部。

イ 高萩市大字秋山字下和野，字和野前及び字孫地久保。

茨城県告示第979号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第2項において準用する同法第17条の規定により，大工町1丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので，同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 組合の名称 大工町1丁目地区市街地再開発組合

2 施行地区 水戸市大工町1丁目，天王町の各一部

3 事務所の所在地 水戸市大工町1丁目2番3号

4 設立認可の年月日 平成13年 9 月 3 日

5 事業施行期間 平成13年 9 月から平成26年 3 月まで

6 変更認可年月日 平成25年 8 月12日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

平成25年 8 月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
介護老人保健施設	医療法人慈心会 介護老人保健施設第2フェニックス那珂	那珂市飯田1733-1
老人ホーム	社会福祉法人木犀会 特別養護老人ホーム千の杜	常総市菅生町1321
老人ホーム	社会福祉法人木犀会 特別養護老人ホーム千の杜ショートステイ(老人短期 入所施設)	常総市菅生町1321
老人ホーム	株式会社いっしん 介護付有料老人ホームハートワン千代田	かすみがうら市上稲吉1831-27
老人ホーム	社会福祉法人清栄会 特別養護老人ホームみほ	稲敷郡美浦村受領881
老人ホーム	社会福祉法人清栄会 特別養護老人ホームみほ(老人短期入所施設)	稲敷郡美浦村受領881
老人ホーム	社会福祉法人のぞみ会 ショートステイ木の花さくや(老人短期入所施設)	つくば市鬼ヶ窪1212-11

2 指定年月日 平成25年 8 月12日

茨城県選挙管理委員会告示第73号

委員会の議決を経て、平成25年9月8日に茨城県知事の任期満了による選挙を行う。投票の時間は次のとおりである。

平成25年 8 月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

投票の時間 午前7時から午後8時まで

ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定によって、投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区については、その時刻まで。

茨城県選挙管理委員会告示第74号

平成25年9月8日に行われる茨城県知事選挙における選挙長を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定により、また、選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、それぞれ次のとおり選任した。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

選 挙 長		同 左 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
水戸市元山町1丁目3番66号	大 津 晴 也	那珂市津田2575番地2	新 山 哲

茨城県選挙管理委員会告示第75号

平成25年9月8日に行われる茨城県知事選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり定める。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

名 称	場 所	日 時
茨 城 県 知 事 選 挙 選 挙 会	茨 城 県 庁	平成25年9月11日 午後1時30分

茨城県選挙管理委員会告示第76号

平成25年9月8日に行われる茨城県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場には、平成25年8月22日から同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができる。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

茨城県選挙管理委員会告示第77号

平成25年9月8日に行われる茨城県知事選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成25年8月22日 午後5時30分

2 場 所

茨城県庁

茨城県選挙管理委員会告示第78号

平成25年9月8日に行われる茨城県知事選挙における政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第13条の規定に基づき、次のとおり定める。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政見放送の日時

茨城県知事選挙における政見放送の日時は、政見放送及び経歴放送実施規程第12条第1項の規定に基づき、日本放送協会水戸放送局、日本テレビ放送網株式会社及び株式会社茨城放送から茨城県選挙管理委員会に通知される政見放送予定日時を政見放送の日時とする。

茨城県選挙管理委員会告示第79号

平成25年9月8日に行われる茨城県知事選挙における選挙公報の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成25年8月23日 午後5時30分

2 場 所

茨城県庁

茨城県選挙管理委員会告示第80号

茨城県知事選挙を執行するため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項第3号の規定により、茨城県議会議員古河市選挙区補欠選挙、取手市選挙区補欠選挙及び筑西市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

茨城県選挙管理委員会告示第81号

平成25年9月8日執行予定の茨城県議会議員古河市選挙区補欠選挙、取手市選挙区補欠選挙及び筑西市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成25年8月22日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 被登録資格の決定の基準日

平成25年8月29日（ただし、年齢要件については、9月8日とする。）

2 登録の日

平成25年8月29日

3 縦覧期間

平成25年 8 月30日

(選 挙 長)

選挙長告示第 1 号

平成25年 9 月 8 日執行の茨城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成25年 8 月22日

茨城県知事選挙選挙長 大 津 晴 也

茨城県庁 茨城県選挙管理委員会事務室 (ただし、8月22日は茨城県庁講堂)

選挙長告示第 2 号

平成25年 9 月 8 日執行の茨城県知事選挙において、選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上となった場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成25年 8 月22日

茨城県知事選挙選挙長 大 津 晴 也

1 場 所 茨城県庁

2 日 時 平成25年 9 月 6 日 午前10時

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約による物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合には、その理由

①税務総合オンラインシステム機器運用管理及びオペレーション等業務 ②総務部税務課 水戸市笠原町978番 6
③平成25年 3 月22日 ④アクモス株式会社 茨城本部 取締役副社長 檜山 秀夫 茨城県那珂郡東海村村松2713番
地 7 ⑤29,400,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成25年 2 月 7 日 ⑧-

① OSS システム用機器一式の賃貸借 ②総務部税務課 水戸市笠原町978番 6 ③平成25年 3 月22日 ④日立キャピタル株式会社 茨城法人支店 支店長 池田 治広 茨城県水戸市泉町三丁目 1 番28号 ⑤39,879,000円 ⑥一般競

争入札 ⑦平成25年2月7日 ⑧-

①税務総合オンラインシステム維持管理業務 ②総務部税務課 水戸市笠原町978番6 ③平成25年3月29日 ④株式会社日立製作所 茨城支店 支店長 山本 英夫 茨城県水戸市三の丸一丁目4番73号 ⑤47,754,000円 ⑥随意契約 ⑦- ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

①県税領収済通知書日計データ作成処理等業務 ②総務部税務課 水戸市笠原町978番6 ③平成25年3月29日 ④株式会社常陽銀行 取締役頭取 寺門 一義 茨城県水戸市南町二丁目5番5号 ⑤(1)OCRによる読取り処理 10.00円/枚 (2)パンチによる読取り処理 26.00円/枚 (3)自動車税集計表(ヘッダーカード)の作成 11.80円/枚 (4)日計データ作成処理費 20,000円/日 (5)消費税額及び地方消費税相当額として、前4号の合計額に100分の5を乗じた額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) ※単価契約のため実績により総額が確定 ⑥随意契約 ⑦- ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号

~~~~~

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成25年10月8日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 きらめき苑  
(設立認証:平成16年3月19日, 設立:平成16年4月1日)
- 3 代表者の氏名  
足立 昇
- 4 主たる事務所の所在地  
茨城県土浦市神立町3637番地の2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者等の福祉増進に関する事業を行い、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

~~~~~

●平成26年度茨城県立水戸産業技術専門学院生募集要項

平成26年度茨城県立水戸産業技術専門学院入学者募集要項を次のように定める。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 募集訓練科・募集定員等

訓練科名	募集定員	訓練期間	入学時期
自動車整備科	20	2年	平成26年4月
建築システム科	25	2年	平成26年4月

2 入学者選考試験区分

試験区分	対 象	推薦区分	推薦者等	募集定員
推薦入学者 選考試験	高等学校等新卒者	高等学校長・ 中等教育学校長推薦	高等学校長・ 中等教育学校長	自動車整備科 (10名)程度 建築システム科 (12名)程度
	高等学校既卒者等	特別推薦	事業主	(12名)程度
一般入学者 選考試験	高等学校等新卒者			自動車整備科 (10名)程度 ※1
	高等学校既卒者等 (求職者)			建築システム科 (13名)程度 ※1

※1 一般入学者選考試験の募集定員は、推薦入学者選考試験の合格者の人数によって変わります。

3 入学者選考試験日程等

	出願期間	試験日	合格発表日
推薦入学者 選考試験	平成25年9月24日(火) ～10月4日(金)	平成25年10月11日(金)	平成25年10月18日(金)
一般入学者 選考試験	平成25年10月21日(月) ～11月1日(金)	平成25年11月8日(金)	平成25年11月15日(金)

※ 合格者が募集定員に満たない訓練科については、追加選考試験を行い、追加選考試験を実施してもなお合格者が募集定員に満たない訓練科については、再度の追加選考試験を実施することがあります。

4 入学者選考試験手数料等

	専門コース
入学者選考試験手数料	2,200円

※ 上表内の金額については、変更になる場合があります。

※ 入学者選考試験手数料を負担する者が、次に該当する場合には、受験者の申請により入学者選考試験手数料が減免になる場合があります。事前にご相談ください。

- ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助の受給世帯である場合。
- ・ 生業不振等、又は傷病、失業等に起因して著しく生活困難である場合(所得等の状況を確認させていただきます)。
- ・ 入学者選考試験手数料を負担する者が所有する住宅、店舗、工場及び田畑等が災害等により被災した場合。
- ・ 激甚災害により居住していた家屋等が著しく損害を受けた場合。
- ・ 東日本大震災発生時に、東京電力福島第一原子力発電所から30kmの範囲内、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」に指定された地域の居住者。

5 専門コース入学者選考試験

(1) 推薦入学者選考試験

① 高等学校長・中等教育学校長推薦

ア 出願資格

高等学校又は中等教育学校を平成25年度に卒業又は卒業見込みの者。

イ 推薦条件

次のいずれにも該当する者。

- ・ 入学を志願する学院を進路志望先の第1位として考えている者
- ・ 希望訓練科の目的を理解し、将来、技術者として活躍を希望し、入学後、技術・技能等の習得が期待できると認められる者
- ・ 人物に優れ、勤勉であるとともに健康である者

ウ 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-1「茨城県県立職業能力開発校規則（以下「規則」という。）様式第1号（第6条第1項）」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	入学者選考試験手数料	入学願書の指定した欄に茨城県収入証紙（2,200円）をあらかじめ貼付し納付してください（消印は不要です）。 ※ 入学者選考試験手数料の減免を希望される方は、茨城県収入証紙の購入前にご相談ください。
3	推薦書	所定の用紙（様式②-1「推薦書」（高等学校長・中等教育学校長推薦用））により、高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。
4	調査書	高等学校統一用紙（進学用）を使用し、在籍する高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。
5	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
6	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

② 特別推薦

ア 出願資格

高等学校又は中等教育学校を卒業（平成26年3月卒業見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者。

イ 推薦条件

次のいずれにも該当する者。

- ・ 茨城県内の事業所に勤務する者（内定者を含む）で、概ね35歳以下の者
- ・ 希望訓練科の目的を理解し、将来、技術者として活躍を希望し、入学後、技術・技能等の習得が期待できると認められる者
- ・ 人物に優れ、勤勉であるとともに健康である者

ウ 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-1「規則様式第1号」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	入学者選考試験手数料	入学願書の指定した欄に茨城県収入証紙（2,200円）をあらかじめ貼付し納付してください（消印は不要です）。 ※ 入学者選考試験手数料の減免を希望される方は、茨城県収入証紙の購入前にご相談ください。
3	推薦書	所定の用紙（様式②-2「推薦書」（特別推薦用））により、勤務する（内定を受けた）事業所が作成し、封印したもの。
4	調査書	高等学校統一用紙（進学用）を使用し、卒業若しくは在籍している高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。 ※ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者にあつては合格証明書及び成績証明書。 ※ このほか、特別な理由等により調査書を取得できない場合は、最終学歴を証明する書類（卒業証明書又はこれに準ずる書類）。
5	履歴書	写真貼り付けしたもの（書式は問いません）。
6	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
7	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

③ 高等学校長・中等教育学校長推薦及び特別推薦共通事項

ア 出願期間・試験日程等

出願期間	試験日	合格発表日	入学手続期間
平成25年9月24日（火） ～10月4日（金）	10月11日（金）	10月18日（金）	10月21日（月） ～11月1日（金）

イ 出願手続

(ア) 出願方法

推薦者が一括して出願書類を提出してください。

・持参する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める出願期間内に県立水戸産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める出願期間末日の消印まで有効とします。

必ず簡易書留郵便とし、封筒の宛名面の左下部「入学願書在中」と朱書きしてください。

(イ) 出願先

県立水戸産業技術専門学院

〒311-1131

茨城県水戸市下大野町6342

(ウ) 受験票の交付

受験票は、入学願書を受理後、出願者あてに交付します。

(エ) 出願上の注意

- ・ 出願書類の提出後は、志願先の変更は認めません。
- ・ 提出された書類及び納付された入学者選考試験手数料は、いかなる理由があっても返還しません。

ウ 選考試験

(ア) 集合時間

午前 8 時 50 分 (午前 8 時 30 分から試験会場へ入室できます。)

(イ) 試験会場

県立水戸産業技術専門学院

(ウ) 試験科目

小テスト (数学)・面接選考・書類選考

(エ) 選考方法

入学者の選考は、面接、小テスト及び出願書類によって総合的に判断して可否を決定します。

(オ) 試験時間割

9 時 00 分～ 9 時 30 分	9 時 30 分～ 10 時 00 分	10 時 10 分～	
試験等の説明	小テスト (数学)	面接試験の説明	面接

エ 合格発表方法

(ア) 試験結果の通知

試験結果は、郵送により合格発表日に投函、受験者あてに書面で通知します。

なお、あわせて推薦者に対して通知します。

(イ) 合格者の掲示

合格者の受験番号を発表当日午前 9 時以降に本学院の所定の場所 (学院玄関等) 及びホームページにおいて掲示します。

(ウ) 注意事項

試験結果について、電話等によるお問合せには応じません。

オ 入学手続

高等学校長・中等教育学校長推薦の合格者は、入学確約書 (様式③-1) を、特別推薦の合格者は入学確約書 (様式③-2) を以下の方法により提出してください。

・ 持参する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間内に県立水戸産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)。

・ 郵送する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間末日の消印まで有効とします。

封筒の宛名面の左下部「入学手続書類在中」と朱書きし、送付してください。

※ 指定する期間内に手続が行われない場合には、入学を辞退したものとみなします。

また、入学辞退を希望する場合には、高等学校長・中等教育学校長推薦の合格者は入学辞退届 (様式④-1) を、特別推薦の合格者は入学辞退届 (様式④-2) を上記「オ 入学手続」の方法により提出して

ください。

カ その他

- ・ 推薦入学者選考試験に不合格となった者は、あらたに手続をして一般入学者選考試験に出願することができます。
- ・ 応募資格（出願資格及び推薦条件）を満たさない場合、並びに卒業見込みの者が平成25年度中に卒業しなかった場合には入学できません。

(2) 一般入学者選考試験

① 出願資格

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成26年3月卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成26年3月31日までに次の(ア)又は(イ)に該当する見込みの者

(ア) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(イ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

ウ 上記ア又はイに準ずる者

② 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-1「規則様式第1号」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	入学者選考試験手数料	入学願書の指定した欄に茨城県収入証紙（2,200円）をあらかじめ貼付し納付してください（消印は不要です）。 ※ 入学者選考試験手数料の減免を希望される方は、茨城県収入証紙の購入前にご相談ください。
3	調査書	高等学校統一用紙（進学用）を使用し、卒業若しくは在籍する高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。 ※ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者にあつては合格証明書及び成績証明書。 ※ このほか、特別な理由等により調査書を取得できない場合は、最終学歴を証明する書類（卒業証明書又はこれに準ずる書類）。
4	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
5	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

③ 出願期間・試験日程等

出願期間	試験日	合格発表日	入学手続期間
平成25年10月21日（月） ～ 11月1日（金）	11月8日（金）	11月15日（金）	11月18日（月） ～ 11月29日（金）

④ 出願手続

ア 出願方法

出願書類を一括して提出してください。

・持参する場合

上記「③出願期間・試験日程等」で定める出願期間内に県立水戸産業技術専門学院窓口に持参してください。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「③出願期間・試験日程等」で定める出願期間末日の消印まで有効とします。

必ず簡易書留郵便とし、封筒の宛名面の左下部「入学願書在中」と朱書きしてください。

※ 高等学校及び中等教育学校既卒者等（求職者）については、出願手続を行う前に、必ず居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談を受けてください。

公共職業安定所長の受講指示を受けて入学した場合、雇用保険の失業給付期間の延長等の適用を受けることができるほか、公共職業安定所長の受講指示がない方等で一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度（職業訓練受講給付金の支給）の適用を受けることができます。

イ 入学を志願する際の訓練科の選択

入学を志願する訓練科を複数希望する場合には、第 1 及び第 2 の順位をつけて同時に 2 訓練科まで志願することができます。

ウ 出願先

県立水戸産業技術専門学院

〒311-1131

茨城県水戸市下大野町6342

エ 受験票の交付

受験票は、入学願書を受理後、出願者あてに交付します。

オ 出願上の注意

- ・ 出願書類の提出後は、志願する訓練科の変更は認めません。
- ・ 提出された書類及び納付された入学者選考試験手数料は、いかなる理由があっても返還しません。

⑤ 選考試験

ア 集合時間

午前 8 時 50 分（午前 8 時 30 分から試験会場へ入室できます。）

イ 試験会場

県立水戸産業技術専門学院

ウ 試験科目

筆記試験（国語・数学）及び面接選考

【筆記試験出題範囲】

国語	「国語総合」の近代以降の文章。ただし、「国語表現Ⅰ」の内容にも配慮する。
数学	「数学Ⅰ」の方程式と不等式、二次関数及び図形と数量。

【配点】

1 教科当たりの配点は 100 点満点とします。

エ 選考方法

入学者の選考は、筆記試験（国語・数学）及び面接によって総合的に判断して合否を決定します。

オ 試験時間割

9時00分 ～9時30分	9時30分 ～10時20分	10時20分 ～10時35分	10時35分 ～11時25分	11時25分～	
試験等の説明	数学	休憩	国語	面接試験 の説明	面接

⑥ 合格発表方法

ア 試験結果の通知

試験結果は、郵送により合格発表日に投函、受験者あてに書面で通知します。

なお、あわせて高等学校及び中等教育学校の在籍者については、当該学校長に対して通知します。

イ 合格者の掲示

合格者の受験番号を発表当日午前9時以降に本学院の所定の場所（学院玄関等）及びホームページにおいて掲示します。

ウ 注意事項

試験結果について、電話等によるお問合せには応じません。

⑦ 入学手続

合格者は、入学確約書（様式③-1）を以下の方法により提出してください。

・持参する場合

上記「③出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間内に県立水戸産業技術専門学院窓口に持参してください。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「③出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間末日の消印まで有効とします。

封筒の宛名面の左下部「入学手続書類在中」と朱書きし、送付してください。

※ 指定する期間内に手続が行われない場合には、入学を辞退したものとみなします。

また、入学辞退を希望する場合には、入学辞退届（様式④-1）を上記「⑦ 入学手続」の方法により提出してください。

⑧ その他

出願資格を満たさない場合、並びに卒業見込みの者が平成25年度中に卒業しなかった場合には入学できません。

6 入学料及び授業料等

	納付金額	納付時期	納付方法
入学料	5,650円	平成26年3月	平成26年3月に実施する入学者説明会時に、現金で納付していただきます。
授業料	年額118,800円	前期分：平成26年4月 後期分：平成26年10月	入学後、納入通知書により、前期分・後期分に分けてそれぞれ59,400円を納付していただきます。

※ 上表内の金額については、変更になる場合があります。

このほか、諸経費（教科書、作業服、工具及び資格取得に関する受験手数料等）については、別途個人負担

となりますので、詳しくは水戸産業技術専門学院までお問合せください。

※ 入学料及び授業料等については、減免制度があります。事前にご相談ください。

※ 入学料、授業料及び諸経費の納入については、平成26年3月に実施する入学者説明会の案内においてお知らせいたします。また、入学料及び授業料の減免制度についても、入学者説明会の案内において説明いたします。

7 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

応募に伴い提出された個人情報については、入学者選考を目的として使用するものであり、当該目的以外に使用することはありません。

(2) 開示請求について

茨城県個人情報の保護に関する条例に基づき、受験者の成績を本人の請求により合否発表の日から1か月以内に県立水戸産業技術専門学院において開示いたします。

詳しくは、県立水戸産業技術専門学院までお問合せください。

【留意事項】

- ・ 開示請求できる人は、受験者本人とします。
- ・ 請求方法は、受験者本人が受験票を提示して、開示請求の旨を伝えてください。
- ・ 開示する内容は、受験者本人の総合得点のみを開示します。
- ・ 開示場所は、県立水戸産業技術専門学院といたします。

8 出願等に関するお問合せ先

- ・ 県立水戸産業技術専門学院

電話029-269-2160 FAX029-269-1040

〒311-1131 茨城県水戸市下大野町6342

- ・ 茨城県商工労働部職業能力開発課

電話029-301-3661 (直通) FAX029-301-3669

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

- ・ 公共職業安定所 (ハローワーク)

名称	所在地	管轄 (居住) 市町村
水戸公共職業安定所 (ハローワーク水戸)	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
	電話 029-231-6221	
	FAX 029-224-0795	
水戸公共職業安定所 笠間出張所 (ハローワーク笠間)	〒309-1613 笠間市石井2026-1	笠間市
	電話 0296-72-0252	
	FAX 0296-72-9008	
日立公共職業安定所 (ハローワーク日立)	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	日立市
	電話 0294-21-6441	
	FAX 0294-23-3340	
筑西公共職業安定所 (ハローワーク筑西)	〒308-0821 筑西市成田628-1	筑西市 結城市 桜川市
	電話 0296-22-2188	
	FAX 0296-25-2664	

筑西公共職業安定所 下妻出張所 (ハローワーク下妻)	〒304-0041 下妻市古沢34-1	下妻市 八千代町
	電話 0296-43-3737 FAX 0296-44-6564	
土浦公共職業安定所 (ハローワーク土浦)	〒300-0051 土浦市真鍋1-18-19	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
	電話 029-822-5124 FAX 029-822-5294	
古河公共職業安定所 (ハローワーク古河)	〒306-0011 古河市東3-7-23	古河市 境町 五霞町
	電話 0280-32-0461 FAX 0280-32-9019	
常総公共職業安定所 (ハローワーク常総)	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
	電話 0297-22-8609 FAX 0297-22-2163	
石岡公共職業安定所 (ハローワーク石岡)	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	石岡市 小美玉市
	電話 0299-26-8141 FAX 0299-26-8142	
常陸大宮公共職業安定所 (ハローワーク常陸大宮)	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	常陸太田市 常陸大宮市 大子町
	電話 0295-52-3185 FAX 0295-52-2068	
龍ヶ崎公共職業安定所 (ハローワーク龍ヶ崎)	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
	電話 0297-60-2727 FAX 0297-65-3060	
高萩公共職業安定所 (ハローワーク高萩)	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	高萩市 北茨城市
	電話 0293-22-2549 FAX 0293-23-6520	
常陸鹿嶋公共職業安定所 (ハローワーク常陸鹿嶋)	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市
	電話 0299-83-2318 FAX 0299-82-6028	

様式①-1 「入学願書（普通課程用）・受験票」（茨城県立職業能力開発校規則で定める様式第1号（第6条第1項））
 (表)

入学願書(普通課程用)

茨城県立 産業技術専門学院長 殿

私は、貴学院 科に入学したいので申請します。（署名の場合は、押印を省略することができます。）

氏名

(ふりがな) 男 ・ 女
 年 月 日 生
 年 月 日

契 印

受験票

訓練科		* 番号
氏名	年 月 日	午前 時
* 試験日時	年 月 日	午前 時
試験場		

- 1 受験者は、本票、筆記具、昼食及び上履きを持参し、所定の時間までに来場してください。
- 2 試験場では、すべて係員の指示に従ってください。

切り離してはいけません

選考区分	普通課程 (専門コース)	第1希望 科	第2希望 科
住所	(〒) (電話番号)		
連絡先	(〒) (電話番号)		
学歴	最終学校名	専攻科目	卒業等年月日
	勤務先	所在地	卒業見込み 年月日 卒業 中退 在職期間
職歴	勤務先	所在地	職務内容
	勤務先	所在地	職務内容

契 印

* 受験番号
(科) 第 号

学院受付印

印

写真はり付け欄
1 上半身脱帽のもの
2 最近3月以内に撮影したもの
3 風景等のないもの
4 縦4センチメートル、横4センチメートルのもの

学院長	課長	課長	職員

(茨城県収入証紙はり付け欄)
 入学者選考試験手数料として、2,200円分の茨城県収入証紙をより付けてください。

(裏)

<p>切手をはつ てください。</p>	<p>郵便はがき</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px;"></div> </div> <p>郡市 町村</p> <hr/> <p>県</p> <hr/> <p>町</p> <hr/> <p>番地</p> <p>様方 様</p> <hr/>	<p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記入に当たっては、青インク又は黒インクを用い、かい書でいねいに記入してください。 2 数字は算用数字を用いてください。 3 性別等は、該当するものを○で囲んでください。 4 第2希望欄には、第2希望の訓練科がある場合のみ記入してください。ただし、介護福祉科に入学を志願する者は、第1希望欄に記入し、第2希望欄は記入しないでください。 5 住所の欄には、必ず地番まで正しく記入するとともに電話番号を記入してください。 6 職歴の欄には、最終職業を記入してください。 7 写真はより付け欄には、指定された写真をはり付けてください。 8 入学願書提出後住所等を変更した場合は、速やかに連絡してください。 9 *印の欄を除き、入学願書及び受験票のすべてに記入してください。
-------------------------	---	--

町村 郡市 町 番地

茨城県立 産業技術専門学院

様式②-1 「推薦書」(高等学校長・中等教育学校長推薦用)

推 薦 書

平成 年 月 日

茨城県立水戸産業技術専門学院長 殿

所在地 〒

学校名

学校長名 印

貴学院に入学希望の下記の者は、科への入学が適当と認められるので関係書類を添えて推薦します。

記

ふりがな		生 年 月 日	性別
氏 名		平成 年 月 日	男 女
志望訓練科	科		
推 薦 理 由 等			
志望の動機・理由			
適性・興味・関心			
学習意欲等			

様式②- 2 「推薦書」(特別推薦用)

推 薦 書

平成 年 月 日

茨城県立水戸産業技術専門学院長 殿

所在地 〒

事業所名

代表者名

印

貴学院に入学希望の下記の者は、科への入学が適当と認められるので関係書類を添えて推薦
 します。

記

ふりがな	生 年 月 日	性別
氏 名	昭和・平成 年 月 日	男 女
志望訓練科	科	
推 薦 理 由 等		
推薦理由		
適性・興味・関心		
勤務意欲等		

様式③-1「入学確約書」(高等学校長・中等教育学校長推薦用/一般入学者用)

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

茨城県立水戸産業技術専門学院長 殿

受験番号

本人氏名 印

保護者氏名 印

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入押印)

この度、茨城県立水戸産業技術専門学院 科に入学が承認された旨の通知を受けました。
ついては、必ず入学することを確約いたします。

様式③-2「入学確約書」(特別推薦用)

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

茨城県立水戸産業技術専門学院長 殿

事業所名

代表者名

印

この度、下記の者が茨城県立水戸産業技術専門学院
については、必ず入学することを確約いたします。

科に入学が承認された旨の通知を受けました。

記

受験番号

本人氏名

保護者氏名

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入)

様式④-1「入学辞退届」(高等学校長・中等教育学校長推薦用/一般入学者用)

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

茨城県立水戸産業技術専門学院長 殿

住 所

氏 名 ㊟

保護者氏名 ㊟

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入押印)

この度、茨城県立水戸産業技術専門学院 科への入学を承認されましたが、下記理由により入学を辞退いたします。

入学辞退理由

理 由

様式④-2「入学辞退届」(特別推薦用)

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

茨城県立水戸産業技術専門学院長 殿

事業所名

代表者名

印

この度、茨城県立水戸産業技術専門学院
により入学を辞退いたします。

科に入学承認されました下記の者について、下記の理

記

受験番号

本人氏名

保護者氏名

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入)

入学辞退理由

理 由

Large empty rectangular box for writing the reason for withdrawal.

●平成26年度茨城県立鹿島産業技術専門学院生募集要項

平成26年度茨城県立鹿島産業技術専門学院入学者募集要項を次のように定める。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 募集訓練科・募集定員等

○専門コース (高等学校卒業程度)

訓練科名	募集定員	訓練期間	入学時期
機械・CAD科	20名	1年間	平成26年4月
電気工事科	20名	1年間	平成26年4月
木造建築科	10名	1年間	平成26年4月

○一般コース (中学校卒業程度)

訓練科名	募集定員	訓練期間	入学時期
金属加工科	20名	1年間	平成26年4月

2 入学者選考試験区分

○専門コース (機械・CAD科, 電気工事科, 木造建築科)

試験区分	対象	推薦区分	推薦者等	募集定員	
推薦入学者 選考試験	高等学校等新卒者	高等学校長・ 中等教育学校長推薦	高等学校長・ 中等教育学校長	※2	50名 ※1
	高等学校既卒者等	特別推薦	事業主		
一般入学者 選考試験	高等学校等新卒者			※3	
	高等学校既卒者等 (求職者)				

※1 募集定員は、推薦入学者選考試験と一般入学者選考試験の合計の人数です。

※2 推薦入学者選考試験における推薦定員は、各訓練科ごとに上記定員の70%とします。

※3 一般入学者選考試験の募集定員は、推薦入学者選考試験の合格者の人数によって変わります。

○一般コース (金属加工科)

試験区分	対象	推薦区分	推薦者等	募集定員	
推薦入学者 選考試験	高等学校・ 中学校等新卒者	高等学校長・ 中学校長・ 中等教育学校長推薦	高等学校長・ 中学校長・ 中等教育学校長	※2	20名 ※1
	中学校既卒者等	特別推薦	事業主		
一般入学者 選考試験	中学校等新卒者			※3	
	中学校既卒者等 (求職者)				

- ※ 1 募集定員は、推薦入学者選考試験と一般入学者選考試験の合計の人数です。
- ※ 2 推薦入学者選考試験における推薦定員は、上記定員の70%とします。
- ※ 3 一般入学者選考試験の募集定員は、推薦入学者選考試験の合格者の人数によって変わります。

3 入学者選考試験日程等

専門コース・一般コース共通

	出願期間	試験日	合格発表日
推薦入学者 選考試験	平成25年9月24日(火) ～10月4日(金)	平成25年10月11日(金)	平成25年10月18日(金)
一般入学者 選考試験	平成25年10月21日(月) ～11月1日(金)	平成25年11月8日(金)	平成25年11月15日(金)

- ※ 合格者が募集定員に満たない訓練科については、追加選考試験を行い、追加選考試験を実施してもなお合格者が募集定員に満たない訓練科については、再度の追加選考試験を実施することがあります。

4 入学者選考試験手数料等

	専門コース	一般コース
入学者選考試験手数料	2,200円	無 料

- ※ 上表内の金額については、変更になる場合があります。
- ※ 入学者選考試験手数料を負担する者が、次に該当する場合には、受験者の申請により入学者選考試験手数料が減免になる場合があります。事前にご相談ください。
 - ・ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助の受給世帯である場合。
 - ・ 生業不振等、又は傷病、失業等に起因して著しく生活困難である場合(所得等の状況を確認させていただきます)。
 - ・ 入学者選考試験手数料を負担する者が所有する住宅、店舗、工場及び田畑等が災害等により被災した場合。
 - ・ 激甚災害により居住していた家屋等が著しく損害を受けた場合。
 - ・ 東日本大震災発生時に、東京電力福島第一原子力発電所から30kmの範囲内、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」に指定された地域の居住者。

5 専門コース入学者選考試験

(1) 推薦入学者選考試験

① 高等学校長・中等教育学校長推薦

ア 出願資格

高等学校又は中等教育学校を平成25年度に卒業又は卒業見込みの者。

イ 推薦条件

次のいずれにも該当する者。

- ・ 入学を志願する学院を進路志望先の第1位として考えている者
- ・ 希望訓練科の目的を理解し、将来、技術者として活躍を希望し、入学後、技術・技能等の習得が期待できると認められる者
- ・ 人物に優れ、勤勉であるとともに健康である者

ウ 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-1「茨城県県立職業能力開発校規則（以下「規則」という。）様式第1号（第6条第1項）」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	入学者選考試験手数料	入学願書の指定した欄に茨城県収入証紙（2,200円）をあらかじめ貼付し納付してください（消印は不要です）。 ※ 入学者選考試験手数料の減免を希望される方は、茨城県収入証紙の購入前にご相談ください。
3	推薦書	所定の用紙（様式②-1「推薦書」（高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦用））により、高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。
4	調査書	高等学校統一用紙（進学用）を使用し、在籍する高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。
5	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
6	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

② 特別推薦

ア 出願資格

高等学校又は中等教育学校を卒業（平成26年3月卒業見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者。

イ 推薦条件

次のいずれにも該当する者。

- ・ 茨城県内の事業所に勤務する者（内定者を含む）で、概ね35歳以下の者
- ・ 希望訓練科の目的を理解し、将来、技術者として活躍を希望し、入学後、技術・技能等の習得が期待できると認められる者
- ・ 人物に優れ、勤勉であるとともに健康である者

ウ 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-1「規則様式第1号」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	入学者選考試験手数料	入学願書の指定した欄に茨城県収入証紙（2,200円）をあらかじめ貼付し納付してください（消印は不要です）。 ※ 入学者選考試験手数料の減免を希望される方は、茨城県収入証紙の購入前にご相談ください。
3	推薦書	所定の用紙（様式②-2「推薦書」（特別推薦用））により、勤務する（内定を受けた）事業所が作成し、封印したもの。

4	調査書	高等学校統一用紙（進学用）を使用し、卒業若しくは在籍している高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。 ※ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者にあつては合格証明書及び成績証明書。 ※ このほか、特別な理由等により調査書を取得できない場合は、最終学歴を証明する書類（卒業証明書又はこれに準ずる書類）。
5	履歴書	写真貼り付けしたもの（書式は問いません）。
6	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
7	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

③ 高等学校長・中等教育学校長推薦及び特別推薦共通事項

ア 出願期間・試験日程等

出願期間	試験日	合格発表日	入学手続期間
平成25年9月24日（火） ～10月4日（金）	平成25年 10月11日（金）	平成25年 10月18日（金）	平成25年10月21日（月） ～平成25年11月1日（金）

イ 出願手続

(ア) 出願方法

推薦者が一括して出願書類を提出してください。

・持参する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める出願期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める出願期間末日の消印まで有効とします。

必ず簡易書留郵便とし、封筒の宛名面の左下部「入学願書在中」と朱書きしてください。

(イ) 出願先

県立鹿島産業技術専門学院

〒311-2223

茨城県鹿嶋市林572-1

(ウ) 受験票の交付

受験票は、入学願書を受理後、出願者あてに交付します。

(エ) 出願上の注意

- ・ 出願書類の提出後は、志願先の変更は認めません。
- ・ 提出された書類及び納付された入学者選考試験手数料は、いかなる理由があっても返還しません。

ウ 選考試験

(ア) 集合時間

午前9時20分（午前9時から試験会場へ入室できます。）

(イ) 試験会場

県立鹿島産業技術専門学院

(ウ) 試験科目

小テスト (数学)・面接選考・書類選考

(エ) 選考方法

入学者の選考は、面接、小テスト及び出願書類によって総合的に判断して可否を決定します。

(オ) 試験時間割

9 時 20 分～ 9 時 30 分	9 時 30 分～ 10 時 00 分	10 時 10 分～	
試験等の説明	小テスト (数学)	面接試験の説明	面接

エ 合格発表方法

(ア) 試験結果の通知

試験結果は、合格発表日に受験者あてに書面で通知します。

なお、あわせて推薦者に対して通知します。

(イ) 合格者の掲示

合格者の受験番号を発表当日午前 9 時に本学院正面玄関口及びホームページにおいて掲示します。

(ウ) 注意事項

試験結果について、電話等によるお問合せには応じません。

オ 入学手続

高等学校長・中等教育学校長推薦の合格者は、入学確約書 (様式③-1) を、特別推薦の合格者は入学確約書 (様式③-2) を以下の方法により提出してください。

・持参する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)。

・郵送する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間末日の消印まで有効とします。

封筒の宛名面の左下部「入学手続書類在中」と朱書きし、送付してください。

※ 指定する期間内に手続が行われない場合には、入学を辞退したものとみなします。

また、入学辞退を希望する場合には、高等学校長・中等教育学校長推薦の合格者は入学辞退届 (様式④-1) を、特別推薦の合格者は入学辞退届 (様式④-2) を上記「オ 入学手続」の方法により提出してください。

カ その他

・ 推薦入学者選考試験に不合格となった者は、あらたに手続をして一般入学者選考試験に出願することができます。

・ 応募資格 (出願資格及び推薦条件) を満たさない場合、並びに卒業見込みの者が平成 25 年度中に卒業しなかった場合には入学できません。

(2) 一般入学者選考試験

① 出願資格

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成 26 年 3 月卒業見込みの者

- イ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成26年3月31日までに次の(ア)又は(イ)に該当する見込みの者
- (ア) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (イ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ウ 上記ア又はイに準ずる者

② 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-1「規則様式第1号」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	入学者選考試験手数料	入学願書の指定した欄に茨城県収入証紙（2,200円）をあらかじめ貼付し納付してください（消印は不要です）。 ※ 入学者選考試験手数料の減免を希望される方は、茨城県収入証紙の購入前にご相談ください。
3	調査書	高等学校統一用紙（進学用）を使用し、卒業若しくは在籍する高等学校長又は中等教育学校長が作成し、封印したもの。 ※ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者にあつては合格証明書及び成績証明書。 ※ このほか、特別な理由等により調査書を取得できない場合は、最終学歴を証明する書類（卒業証明書又はこれに準ずる書類）。
4	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
5	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

③ 出願期間・試験日程等

出願期間	試験日	合格発表日	入学手続期間
平成25年10月21日（月） ～平成25年11月1日（金）	平成25年 11月8日（金）	平成25年 11月15日（金）	平成25年11月18日（月） ～平成25年11月29日（金）

④ 出願手続

ア 出願方法

出願書類を一括して提出してください。

・持参する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める出願期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める出願期間末日の消印まで有効とします。

必ず簡易書留郵便とし、封筒の宛名面の左下部「入学願書在中」と朱書きしてください。

※ 高等学校及び中等教育学校既卒者等（求職者）については、出願手続を行う前に、必ず居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談を受けてください。

公共職業安定所長の受講指示を受けて入学した場合、雇用保険の失業給付期間の延長等の適用を受けることができるほか、公共職業安定所長の受講指示がない方等で一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度（職業訓練受講給付金の支給）の適用を受けることができます。

イ 入学を志願する際の訓練科の選択

入学を志願する訓練科を複数希望する場合には、第 1 及び第 2 の順位をつけて同時に 2 訓練科まで志願することができます。

ウ 出願先

県立鹿島産業技術専門学院
〒311-2223
茨城県鹿嶋市林572-1

エ 受験票の交付

受験票は、入学願書を受理後、出願者あてに交付します。

オ 出願上の注意

- ・ 出願書類の提出後は、志願する訓練科の変更は認めません。
- ・ 提出された書類及び納付された入学者選考試験手数料は、いかなる理由があっても返還しません。

⑤ 選考試験

ア 集合時間

午前 9 時（午前 8 時 30 分から試験会場へ入室できます。）

イ 試験会場

県立鹿島産業技術専門学院

ウ 試験科目

筆記試験（国語・数学）及び面接選考

【筆記試験出題範囲】

国語	「国語総合」の近代以降の文章。ただし、「国語表現 I」の内容にも配慮する。
数学	「数学 I」の方程式と不等式、二次関数及び図形と数量。

【配点】

1 教科当たりの配点は 100 点満点とします。

エ 選考方法

入学者の選考は、筆記試験（国語・数学）及び面接によって総合的に判断して可否を決定します。

オ 試験時間割

9 時 00 分 ～ 9 時 30 分	9 時 30 分 ～ 10 時 20 分	10 時 20 分 ～ 10 時 35 分	10 時 35 分 ～ 11 時 25 分	11 時 25 分～	
試験等の説明	数学	休憩	国語	面接試験 の説明	面接

⑥ 合格発表方法

ア 試験結果の通知

試験結果は、合格発表日に受験者あてに書面で通知します。

なお、あわせて高等学校及び中等教育学校の在籍者については、当該学校長に対して通知します。

イ 合格者の掲示

合格者の受験番号を発表当日午前 9 時に本学院正面玄関口及びホームページにおいて掲示します。

ウ 注意事項

試験結果について、電話等によるお問合せには応じません。

⑦ 入学手続

合格者は、入学確約書（様式③-1）を以下の方法により提出してください。

・持参する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口に持参してください。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間末日の消印まで有効とします。

封筒の宛名面の左下部「入学手続書類在中」と朱書きし、送付してください。

※ 指定する期間内に手続が行われない場合には、入学を辞退したものとみなします。

また、入学辞退を希望する場合には、入学辞退届（様式④-1）を上記「⑦ 入学手続」の方法により提出してください。

⑧ その他

出願資格を満たさない場合、並びに卒業見込みの者が平成 25 年度中に卒業しなかった場合には入学できません。

6 一般コース入学者選考試験

(1) 推薦入学者選考試験

① 高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦

ア 出願資格

高等学校又は中等教育学校及び中学校若しくはこれに準ずる学校を平成 25 年度に卒業又は卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を平成 26 年 3 月修了見込みの者。

イ 推薦条件

次のいずれにも該当する者。

- ・ 入学を志願する学院を進路志望先の第 1 位として考えている者
- ・ 希望訓練科の目的を理解し、将来、技術者として活躍を希望し、入学後、技術・技能等の習得が期待できると認められる者
- ・ 人物に優れ、勤勉であるとともに健康である者

ウ 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-2「規則様式第 2 号」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	推薦書	所定の用紙（様式②-1「推薦書」（高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦用）により、高等学校長又は中等教育学校長もしくは中学校長が作成し、封印したもの。

3	調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校長推薦の場合 高等学校統一用紙（進学用）を使用し，卒業若しくは在籍している高等学校長が作成し，封印したもの。 ・ 中学校長推薦の場合 茨城県立高等学校入学志願者調査書を使用し，在籍している中学校長が作成し，封印したもの。 ・ 中等教育学校長推薦の場合 高等学校統一用紙（進学用）を使用し，在籍している中等教育学校長が作成し，封印したもの。（ただし前期課程修了見込み者については，茨城県立高等学校入学志願者調査書とする。）
4	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので，上半身，無帽，正面，背景のない縦4センチメートル，横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
5	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

② 特別推薦

ア 出願資格

中学校を卒業（平成26年3月卒業見込みの者を含む）又は中等教育学校前期課程を修了（平成26年3月修了見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者。

イ 推薦条件

次のいずれにも該当する者。

- ・ 茨城県内の事業所に勤務する者（内定者を含む）で，概ね35歳以下の者
- ・ 希望訓練科の目的を理解し，将来，技術者として活躍を希望し，入学後，技術・技能等の習得が期待できると認められる者
- ・ 人物に優れ，勤勉であるとともに健康である者

ウ 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-2「規則様式第2号」）に必要事項を記入のうえ，切り離さないで提出してください。
2	推薦書	所定の用紙（様式②-2「推薦書」（特別推薦用））により，勤務する（内定を受けた）事業所が作成し，封印したもの。

3	調査書	<p>高等学校卒業者（卒業見込み者含む）については、高等学校統一用紙（進学用）を使用し、卒業若しくは在籍している高等学校長が作成し、封印したもの。</p> <p>中学校卒業者（卒業見込み者含む）については、茨城県立高等学校入学志願者調査書を使用し、卒業若しくは在籍している中学校長が作成し、封印したもの。</p> <p>中等教育学校修了者（修了見込み者含む）については、高等学校統一用紙（進学用）を使用し、在籍している中等教育学校長が作成し、封印したもの。（ただし前期課程修了見込み者については、茨城県立高等学校入学志願者調査書とする。）</p> <p>※ 特別な理由等により調査書を取得できない場合は、最終学歴を証明する書類（卒業証明書又はこれに準ずる書類）。</p>
4	履歴書	写真貼り付けしたもの（書式は問いません）。
5	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
6	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

③ 高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦及び特別推薦共通事項

ア 出願期間・試験日程等

出願期間	試験日	合格発表日	入学手続期間
平成25年9月24日（火） ～平成25年10月4日（金）	平成25年 10月11日（金）	平成25年 10月18日（金）	平成25年10月21日（月） ～平成25年11月1日（金）

イ 出願手続

(ア) 出願方法

推薦者が一括して出願書類を提出してください。

・持参する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める出願期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める出願期間末日の消印まで有効とします。

必ず簡易書留郵便とし、封筒の宛名面の左下部「入学願書在中」と朱書きしてください。

(イ) 出願先

県立鹿島産業技術専門学院

〒311-2223

茨城県鹿嶋市林572-1

(ウ) 受験票の交付

受験票は、入学願書を受理後、出願者あてに交付します。

(エ) 出願上の注意

提出された書類は、いかなる理由があっても返還しません。

ウ 選考試験

(ア) 集合時間

午前 9 時 20 分 (午前 9 時から試験会場へ入室できます。)

(イ) 試験会場

県立鹿島産業技術専門学院

(ウ) 試験科目

面接選考・書類選考

(エ) 選考方法

入学者の選考は、面接及び出願書類によって総合的に判断して合否を決定します。

(オ) 試験時間割

9 時 20 分～ 9 時 30 分	9 時 40 分～	
試験等の説明	面接試験の説明	面接

エ 合格発表方法

(ア) 試験結果の通知

試験結果は、合格発表日に受験者あてに書面で通知します。

なお、あわせて推薦者に対して通知します。

(イ) 合格者の掲示

合格者の受験番号を公表当日午前 9 時に本学院正面玄関口及びホームページにおいて掲示します。

(ウ) 注意事項

試験結果について、電話等によるお問合せには応じません。

オ 入学手続

高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦の合格者は、入学確約書(様式③-1)を、特別推薦の合格者は入学確約書(様式③-2)を以下の方法により提出してください。

・持参する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)。

・郵送する場合

上記「ア 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間末日の消印まで有効とします。

封筒の宛名面の左下部「入学手続書類在中」と朱書きし、送付してください。

※ 指定する期間内に手続が行われない場合には、入学を辞退したものとみなします。

また、入学辞退を希望する場合には、中学校長・中等教育学校長推薦の合格者は入学辞退届(様式④-1)を、特別推薦の合格者は入学辞退届(様式④-2)を上記「オ 入学手続」の方法により提出してください。

カ その他

・ 推薦入学者選考試験に不合格となった者は、あらたに手続をして一般入学者選考試験に出願することができます。

・ 応募資格(出願資格及び推薦条件)を満たさない場合、並びに卒業見込みの者が平成 25 年度中に卒業しなかった場合には入学できません。

(2) 一般入学者選考試験

① 出願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは平成26年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは平成26年3月修了見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 上記ア又はイに準ずる者

② 出願書類

1	入学願書・受験票	所定の用紙（様式①-2「規則様式第2号」）に必要事項を記入のうえ、切り離さないで提出してください。
2	調査書	高等学校卒業生（卒業見込み者含む）については、高等学校統一用紙（進学用）を使用し、卒業若しくは在籍している高等学校長が作成し、封印したもの。 中学校卒業生（卒業見込み者含む）については、茨城県立高等学校入学志願者調査書を使用し、卒業若しくは在籍している中学校長が作成し、封印したもの。 中等教育学校修了者（修了見込み者含む）については、高等学校統一用紙（進学用）を使用し、在籍している中等教育学校長が作成し、封印したもの。（ただし前期課程修了見込み者については、茨城県立高等学校入学志願者調査書とする。） ※ 特別な理由等により調査書を取得できない場合は、最終学歴を証明する書類（卒業証明書又はこれに準ずる書類）。
3	写真（1枚）	出願前3か月以内に撮影したもので、上半身、無帽、正面、背景のない縦4センチメートル、横4センチメートルの写真（裏面に氏名を明記）を入学願書の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。
4	郵送料	受験票の郵送料として50円切手を受験票の裏面の指定した欄にはがれないように全面にのりづけして貼ってください。

③ 出願期間・試験日程等

出願期間	試験日	合格発表日	入学手続期間
平成25年10月21日（月） ～平成25年11月1日（金）	平成25年 11月8日（金）	平成25年 11月15日（金）	平成25年11月18日（月） ～平成25年11月29日（金）

④ 出願手続

ア 出願方法

出願書類を一括して提出してください。

・持参する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める出願期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口に持参してください。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める出願期間末日の消印まで有効とします。

必ず簡易書留郵便とし、封筒の宛名面の左下部「入学願書在中」と朱書きしてください。

※ 高等学校及び中等教育学校既卒者等（求職者）については、出願手続を行う前に、必ず居住地を管轄する

公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談を受けてください。

公共職業安定所長の受講指示を受けて入学した場合、雇用保険の失業給付期間の延長等の適用を受けることができるほか、公共職業安定所長の受講指示がない方等で一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度（職業訓練受講給付金の支給）の適用を受けることができます。

イ 出願先

県立鹿島産業技術専門学院
〒311-2223
茨城県鹿嶋市林572-1

ウ 受験票の交付

受験票は、入学願書を受理後、出願者あてに交付します。

エ 出願上の注意

- ・ 出願書類の提出後は、志願先の変更は認めません。
- ・ 提出された書類は、いかなる理由があっても返還しません。

⑤ 選考試験

ア 集合時間

午前 9 時（午前 8 時 30 分から試験会場へ入室できます。）

イ 試験会場

県立鹿島産業技術専門学院

ウ 試験科目

筆記試験（国語・数学）及び面接選考

【筆記試験出題範囲】

国語	中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に基づくものとします。
数学	

【配点】

1 教科当たりの配点は100点満点とします。

エ 選考方法

入学者の選考は、筆記試験（国語・数学）及び面接によって総合的に判断して可否を決定します。

オ 試験時間割

9 時 00 分 ～ 9 時 30 分	9 時 30 分 ～ 10 時 20 分	10 時 20 分 ～ 10 時 35 分	10 時 35 分 ～ 11 時 25 分	11 時 25 分～	
試験等の説明	数学	休憩	国語	面接試験 の説明	面接

⑥ 合格発表方法

ア 試験結果の通知

試験結果は、合格発表日に受験者あてに書面で通知します。

なお、あわせて中学校及び中等教育学校の在籍者については、当該学校長に対して通知します。

イ 合格者の掲示

合格者の受験番号を発表当日午前 9 時に本学院正面玄関口及びホームページにおいて掲示します。

ウ 注意事項

試験結果について、電話等によるお問合せには応じません。

⑦ 入学手続

合格者は、入学確約書（様式③-1）を以下の方法により提出してください。

・持参する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間内に県立鹿島産業技術専門学院窓口を持参してください。

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

・郵送する場合

上記「③ 出願期間・試験日程等」で定める入学手続期間末日の消印まで有効とします。

封筒の宛名面の左下部「入学手続書類在中」と朱書きし、送付してください。

※ 指定する期間内に手続が行われない場合には、入学を辞退したものとみなします。

また、入学辞退を希望する場合には、入学辞退届（様式④-1）を上記「⑦ 入学手続」の方法により提出してください。

⑧ その他

出願資格を満たさない場合、並びに卒業見込みの者が平成25年度中に卒業しなかった場合には入学できません。

7 入学料及び授業料等

(1) 専門コース

	納付金額	納付時期	納付方法
入学料	5,650円	平成26年2月	平成26年2月に実施予定の入学者説明会時に、現金で納付していただきます。
授業料	年額 118,800円	前期分：平成26年4月 後期分：平成26年10月	入学後、納入通知書により、前期分・後期分に分けてそれぞれ59,400円を納付していただきます。

※ 上表内の金額については、変更になる場合があります。

このほか、諸経費（教科書、作業服、工具及び資格取得に関する受験手数料等）については、別途個人負担となりますので、詳しくは鹿島産業技術専門学院までお問合せください。

※ 入学料及び授業料については、減免制度があります。事前にご相談ください。

※ 入学料、授業料及び諸経費の納入については、平成26年2月に実施予定の入学者説明会の案内においてお知らせいたします。また、入学料及び授業料の減免制度についても、入学者説明会の案内において説明いたします。

※ 入学料及び諸経費を納付後であっても平成26年3月31日までに「入学辞退届」を提出された場合には、納付済みの入学料及び諸経費を返還いたします。

平成26年4月1日以降に「入学辞退届」を提出された場合には、諸経費のみを返還いたします。

なお、諸経費については、訓練開始のための準備として教科書、作業服及び工具等を事前に購入することから、これらの購入の取消しができなかった場合には、諸経費の残額及び購入した教科書等の現物をもって返還することといたします。

(2) 一般コース

	納付金額
入学料	無 料
授業料	無 料

※ 諸経費（教科書、作業服、工具及び資格取得に関する受験手数料等）については、別途個人負担となります。詳しくは、平成26年2月に実施予定の入学者説明会の案内においてお知らせいたします。

※ 諸経費の納付後であっても平成26年3月31日までに「入学辞退届」を提出された場合には、納付済みの諸経費を返還いたします。

なお、諸経費については、訓練開始のための準備として教科書、作業服及び工具等を事前に購入することから、これらの購入の取消しができなかつた場合には、諸経費の残額及び購入した教科書等の現物をもって返還することといたします。

8 その他

(1) 個人情報の取扱いについて

応募に伴い提出された個人情報については、入学者選考を目的として使用するものであり、当該目的以外に使用することはありません。

(2) 開示請求について

茨城県個人情報の保護に関する条例に基づき、受験者の成績を本人の請求により合否発表の日から1か月以内に県立鹿島産業技術専門学院において開示いたします。

詳しくは、県立鹿島産業技術専門学院までお問合せください。

【留意事項】

- ・ 開示請求できる人は、受験者本人とします。
- ・ 請求方法は、受験者本人が受験票を提示して、開示請求の旨を伝えてください。
- ・ 開示する内容は、受験者本人の総合得点のみを開示します。
- ・ 開示場所は、県立鹿島産業技術専門学院といたします。

9 出願等に関するお問合せ先

- ・ 県立鹿島産業技術専門学院

電話 0299-69-1170～1 FAX 0299-69-6455

〒311-2223 茨城県鹿嶋市大字林572-1

- ・ 茨城県商工労働部職業能力開発課

電話 029-301-3661(直通) FAX029-301-3669

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）

名称	所在地	管轄（居住）市町村
水戸公共職業安定所 (ハローワーク水戸)	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
	電 話 029-231-6221 FAX 029-224-0795	
水戸公共職業安定所 笠間出張所 (ハローワーク笠間)	〒309-1613 笠間市石井2026-1	笠間市
	電 話 0296-72-0252 FAX 0296-72-9008	

日立公共職業安定所 (ハローワーク日立)	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	日立市
	電話 0294-21-6441 FAX 0294-23-3340	
筑西公共職業安定所 (ハローワーク筑西)	〒308-0821 筑西市成田628-1	筑西市 結城市 桜川市
	電話 0296-22-2188 FAX 0296-25-2664	
筑西公共職業安定所 下妻出張所 (ハローワーク下妻)	〒304-0041 下妻市古沢34-1	下妻市 八千代町
	電話 0296-43-3737 FAX 0296-44-6564	
土浦公共職業安定所 (ハローワーク土浦)	〒300-0051 土浦市真鍋1-18-19	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
	電話 029-822-5124 FAX 029-822-5294	
古河公共職業安定所 (ハローワーク古河)	〒306-0011 古河市東3-7-23	古河市 境町 五霞町
	電話 0280-32-0461 FAX 0280-32-9019	
常総公共職業安定所 (ハローワーク常総)	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
	電話 0297-22-8609 FAX 0297-22-2163	
石岡公共職業安定所 (ハローワーク石岡)	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	石岡市 小美玉市
	電話 0299-26-8141 FAX 0299-26-8142	
常陸大宮公共職業安定所 (ハローワーク常陸大宮)	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	常陸太田市 常陸大宮市 大子町
	電話 0295-52-3185 FAX 0295-52-2068	
龍ヶ崎公共職業安定所 (ハローワーク龍ヶ崎)	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
	電話 0297-60-2727 FAX 0297-65-3060	
高萩公共職業安定所 (ハローワーク高萩)	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	高萩市 北茨城市
	電話 0293-22-2549 FAX 0293-23-6520	
常陸鹿嶋公共職業安定所 (ハローワーク常陸鹿嶋)	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市
	電話 0299-83-2318 FAX 0299-82-6028	

様式①-1 「入学願書（普通課程用）・受験票」（茨城県立職業能力開発校規則で定める様式第1号（第6条第1項））
 (表)

入学願書(普通課程用)

茨城県立 産業技術専門学院長 殿

私は、貴学院 科に入学したいので申請します。（署名の場合は、押印を省略することができます。）

氏名 (ふりがな) 男 ・ 女
 年 月 日 生

契 印

受験票

訓練科		* 番号
氏名		
* 試験日時	年 月 日	午前 時
試験場		

- 1 受験者は、本票、筆記具、昼食及び上履きを持参し、所定の時間までに来場してください。
 2 試験場では、すべて係員の指示に従ってください。

切り離してはいけません

選考区分	普通課程 (専門コース)	第1希望 科	第2希望 科
住所	(〒) (電話番号)		
連絡先	(〒) (電話番号)		
学歴	最終学校名	専攻科目	卒業等年月日
	勤務先	所在地	卒業見込み 年月日 中退 在職期間
職歴	勤務先	所在地	職務内容
	勤務先	所在地	職務内容

契 印

学院受付印	* 受験番号
印	(科) 号
	第 号

写真はり付け欄
1 上半身脱帽のもの
2 最近3月以内に撮影したもの
3 風景等のないもの
4 縦4センチメートル、横4センチメートルのもの

学院長	課長	課長	職員

(茨城県収入証紙はり付け欄)
 入学者選考試験手数料として、2,200円分の茨城県収入証紙をはり付けてください。

(裏)

記入上の注意

- 1 記入に当たっては、青インク又は黒インクを用い、かい書でいねいに記入してください。
- 2 数字は算用数字を用いてください。
- 3 性別等は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 第2希望欄には、第2希望の訓練科がある場合のみ記入してください。ただし、介護福祉科に入学を志願する者は、第1希望欄に記入し、第2希望欄は記入しないでください。
- 5 住所の欄には、必ず地番まで正しく記入するとともに電話番号を記入してください。
- 6 職歴の欄には、最終職業を記入してください。
- 7 写真はより付け欄には、指定された写真をより付けてください。
- 8 入学願書提出後住所等を変更した場合は、速やかに連絡してください。
- 9 *印の欄を除き、入学願書及び受験票のすべてに記入してください。

郵便はがき

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

切手をはって
てください。

郡市
町村

県

町

番地

様方
様

郡市
町

町村

番地

茨城県立

産業技術専門学院

様式①-2 「入学願書(短期課程用)・受験票」(茨城県立職業能力開発校規則で定める様式第2号(第6条第1項))
(表)

入学願書(短期課程用)

茨城県立 産業技術専門学院院长 殿

年 月 日

契 印

訓練科	契 印	
氏名	* 番号	
* 試験日時	年 月 日	午前 時
試験場		

切り離してはいけません

(ふりがな) 男 印 ・ 女
年 月 日生

氏名

私は、貴学院 科に入学したいので申請します。(署名の場合は、押印を省略することができます。)

年 月 日生

契 印

* 受験番号 (第 号)

学院受付印

印

選考区分	短期課程 一般コース 離転職者訓練	第1希望 科	第2希望 科
住所	(〒) (電話番号)		
連絡先	(〒) (電話番号)		
学歴	最終学校名	専攻科目	卒業等年月日
	勤務先	所在地	卒業見込み 年月日 中退 在職期間
職歴	勤務先	所在地	年月日 年月日まで

写真はり付け欄
1 上半身脱帽のもの
2 最近3月以内に撮影したもの
3 風景等のないもの
4 縦4センチメートル、横4センチメートルのもの

学院院长	課長	課長	職員

- 1 受験者は、本票、筆記具、昼食及び上履きを持参し、所定の時間までに来場してください。
- 2 試験場では、すべて係員の指示に従ってください。

(裏)

切手をはっ
てください。

郵便はがき

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

郡市	郡市
町村	町村
県	県
町	町
番地	番地

様方	様方
様	様

郡市	郡市	番地
町村	町村	番地
茨城県立	産業技術専門学院	

記入上の注意

- 1 記入に当たっては、青インク又は黒インクを用い、かい書でいねいに記入してください。
- 2 数字は算用数字を用いてください。
- 3 性別等は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 第2希望欄には、第2希望の訓練科がある場合のみ記入してください。ただし、介護福祉科に入学を志願する者は、第1希望欄に記入し、第2希望欄は記入しないでください。
- 5 住所の欄には、必ず地番まで正しく記入するとともに電話番号を記入してください。
- 6 職歴の欄には、最終職業を記入してください。
- 7 写真はより付け欄には、指定された写真をはり付けてください。
- 8 入学願書提出後住所等を変更した場合は、速やかに連絡してください。
- 9 *印の欄を除き、入学願書及び受験票のすべてに記入してください。

様式②-1 「推薦書」(高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦用)

推 薦 書

平成 年 月 日

茨城県立鹿島産業技術専門学院長 殿

所在地 〒

学校名

学校長名 印

貴学院に入学希望の下記の者は、科への入学が適当と認められるので関係書類を添えて推薦
 します。

記

ふりがな		生 年 月 日	性別
氏 名		平成 年 月 日	男 女
志望訓練科	科		
推 薦 理 由 等			
志望の動機・理由			
適性・興味・関心			
学習意欲等			

様式②-2「推薦書」(特別推薦用)

推 薦 書

平成 年 月 日

茨城県立鹿島産業技術専門学院長 殿

所在地 〒

事業所名

代表者名

印

貴学院に入学希望の下記の者は、 科への入学が適当と認められるので関係書類を添えて推薦
 します。

記

ふりがな		生 年 月 日	性別
氏 名		昭和・平成 年 月 日	男 女
志望訓練科	科		
推 薦 理 由 等			
推薦理由			
適性・興味・関心			
勤務意欲等			

様式③-1「入学確約書」(高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦用/一般入学者用)

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

茨城県立鹿島産業技術専門学院長 殿

受験番号

本人氏名 印

保護者氏名 印

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入押印)

この度、茨城県立鹿島産業技術専門学院 科に入学が承認された旨の通知を受けました。
ついては、必ず入学することを確約いたします。

様式③-2「入学確約書」(特別推薦用)

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

茨城県立鹿島産業技術専門学院長 殿

事業所名

代表者名

印

この度、下記の者が茨城県立鹿島産業技術専門学院
した。

科に入学が承認された旨の通知を受けま

ついては、必ず入学することを確約いたします。

記

受験番号

本人氏名

保護者氏名

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入)

様式④-1「入学辞退届」(高等学校長・中学校長・中等教育学校長推薦用/一般入学者用)

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

茨城県立鹿島産業技術専門学院長 殿

住 所

氏 名 ⑩

保護者氏名 ⑩

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入押印)

この度、茨城県立鹿島産業技術専門学院 科への入学を承認されましたが、下記理由により入学を
辞退いたします。

入学辞退理由

理 由

様式④-2「入学辞退届」(特別推薦用)

入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

茨城県立鹿島産業技術専門学院長 殿

事業所名

代表者名

印

この度、茨城県立鹿島産業技術専門学院
理由により入学を辞退いたします。

科に入学承認されました下記の者について、下記の

記

受験番号

本人氏名

保護者氏名

(保護者氏名欄は本人が未成年の場合のみ要記入)

入学辞退理由

理 由	
-----	--

●建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 意見の聴取期日
平成25年 8 月30日（金）午後 2 時
- 2 意見の聴取場所
結城市新福寺 5 丁目10- 3, 10- 5, 10- 6, 大字結城字田村内8199- 1, 8170- 2, 8170- 14（計画地内）
- 3 意見の聴取事項
準住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
自動車販売店舗及び自動車修理工場の新築
- 4 申請者住所
茨城県水戸市千波町1949番 1
- 5 氏 名
茨城日産自動車株式会社 代表取締役 加藤 敏彦
- 6 建築物構造規模
鉄骨造 2 階建て 新築
申請延べ面積 1,014.76平方メートル
- 7 敷地面積
2,316.51平方メートル
- 8 原動機
19.40キロワット
- 9 建築物の位置
茨城県結城市新福寺 5 丁目10- 3, 10- 5, 10- 6, 大字結城字田村内8199- 1, 8170- 2, 8170- 1

●聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条の規定による処分を行うため、同法第69条第2項の規定により準用する同法第16条の15第5項の規定による公開の聴聞を次のとおり行う。

平成25年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 日 時 平成25年 9 月17日（火）午後 2 時
- 2 場 所 茨城県水戸市笠原町978番 6
茨城県庁舎20階 土木部会議室
- 3 被聴聞者
名称 有限会社新栄開発
代表者 代表取締役 山崎 満
主たる事務所の所在地 茨城県ひたちなか市津田1652- 1
免許番号 茨城県知事(2)第6175号

免許年月日 平成20年7月14日

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市西小埞字馬場下2643番

2 事業主の住所及び氏名

桜川市西小埞413番地

廣 澤 三 男, 廣 澤 順 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市松田字原804番1

2 事業主の住所及び氏名

桜川市富士見台一丁目40番地アヴィニールA-204

齋 藤 賢 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字若林字東久保270番3

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字若林437番地1

五 島 和 美, 五 島 由香利

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)